

## 総合支援契約のご案内

2024年9月

将来の生活や金銭管理、各種手続きなどに不安があっても、周囲に支援してもらえない親族がいない、あるいは頼れない方のために、ご希望に沿った支援を実現する「総合支援契約」のご案内です。

後見人とは、本人の判断力が低下した時、法律面、生活面の支援を行う役割を持つことが成年後見制度に定められています。この制度は、介護保険制度と共に2000年に導入されました。信頼できる身内が近くにいない、いても頼れない方に寄り添い、支援することが目的です。

現在、判断力は十分にあるけれど、将来に不安がある方には、「任意後見契約」という方法があります。将来、判断能力が衰えた時のために、支援してもらおう後見人と支援内容（代理権など）をあらかじめご本人の意思で決め、契約しておくものです。公正証書にすることが義務付けられています。ご本人の判断能力が低下したと見られる時には、家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所が選んだ後見監督人の監督のもとに、任意後見人が金銭管理や契約事務等を行います。

但し、任意後見契約だけでは、任意後見監督人が選ばれる状態になるまで支援は受けられません。また、本人死亡後は契約が終了するため死後の支援は受けられません。そこで、福祉クラブ生協では、任意後見契約に加え、元気な期間における「(見守り)事務委任契約」と本人死亡後の葬儀や自宅整理などを依頼する「死後事務委任契約」を含めた「総合支援契約」を用意しています。

この「総合支援契約」を結ぶことにより、事前にお聞きする希望内容に基づき、元気なときの見守り支援や日常財産管理、判断能力が衰えた時の生活支援や財産管理、死後の事務支援が受けられます。さらに、ご希望の方には、入所や入院に必要な身元保証支援（審査あり）も行います。

福祉クラブ生協が法人として後見人になり、契約書は代理権と共に公正証書として作成し、法務局に登録されますので安心です。実務は成年後見サポートW.C○あうんのメンバーが務めます。

「あうん」は後見支援活動を続けて17年目になります。現在、利用者は約50名、支援メンバーは約40名で、法定後見を含む幅広い後見支援活動を実施しています。

まずは、下記にご相談ください。

福祉クラブ生活協同組合 成年後見サポートW.C○あうん

電話.045-642-3580 (直通) Fax.045-547-1414

E-mail: aun@fukushi-club.net <https://www.aun.gr.jp>